毎週火・金曜日発行

山口県報

令和３年
７月９日
（金曜日）

目　次

○告示
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……一
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正（港湾課）……一
道路の位置の指定（建築指導課）……五
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（住宅課）……五
○公告
公共測量の実施（二件）（監理課）……六
公共測量の実施の終了（監理課）……六
一般競争入札の実施（技術管理課）……六
○人委公告
令和三年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施……八
令和三年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）の実施……一二
令和三年度山口県警察官（男性）採用(B)試験の実施……一四
令和三年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第二回）の実施……一七
令和三年度山口県警察官（女性）採用(B)試験の実施……一九

山口県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年七月九日

山口県知事　村　岡　嗣　政

居宅介護事業者の名称又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	廃止年月日
有限会社小川	山口市大内問田二丁目六番一四号	令和三、三、三一

介護予防事業者の名称又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	事業の種類	廃止年月日
有限会社小川	山口市大内問田二丁目六番一四号	訪問介護	令和三、三、三一

居宅介護事業所の名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
訪問介護花の森	山口市大内問田二丁目六番一四号	訪問介護	令和三、三、三一

介護予防事業所の名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
訪問介護花の森	山口市大内問田二丁目六番一四号	介護予防訪問介護	令和三、三、三一

山口県告示第二百二十九号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十二年山口県告示第八百号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月九日

山口県知事　村　岡　嗣　政

七の二　山口県山口南沿岸下関港海岸宇部・長府沖地区海岸に関する部分を次のように改める。

七の二　㈠　海岸の名称
山口県山口南沿岸下関港海岸宇部・長府沖地区海岸
㈡　指定区域
基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、一の各点を順次結んだ線及び基点三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七

六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、補助点一三八の一、一三一の一、一一三の一、一一二の一、一〇八の一、一〇〇の一、九九の一、九八の一、九六の一、九〇の二、九〇の一、一七の一、一四の一、一一の一、八の一、三の一、二の一、四三の一、四二の一、四〇の一、三八の一、三七の一、三六の一、三五の一、基点三五の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

一　下関市長府扇町一番地の五の標柱の位置（北緯三四度〇一分三五・六三六秒東経一三一度〇〇分四五・二四五秒）

二　基点一から一一五度五九分〇四秒五九八・三三メートルの地点

三　基点二から一五一度〇九分五三秒五二〇・九八メートルの地点

四　基点三から二一八度〇九分一二秒一〇〇・六九メートルの地点

五　基点四から三一〇度四三分〇三秒一三・一六メートルの地点

六　基点五から二一八度一二分一三秒一、〇七〇・四〇メートルの地点

七　基点六から一八〇度四〇分五六秒二一・四八メートルの地点

八　基点七から二一五度五〇分四七秒一三九・九三メートルの地点

九　基点八から三〇一度一一分〇七秒二七三・五九メートルの地点

一〇　基点九から三〇度五三分〇三秒二六・〇〇メートルの地点

一一　基点一〇から三〇〇度四七分二一秒五二・三六メートルの地点

一二　基点一一から三一度一一分四四秒一三四・四四メートルの地点

一三　基点一二から三〇一度〇八分一四秒三・〇六メートルの地点

一四　基点一三から二九五度〇三分二七秒五五・三三メートルの地点

一五　基点一四から三〇一度〇七分四五秒一五三・七一メートルの地点

一六　基点一五から二一八度〇八分一五秒五・五七メートルの地点

一七　基点一六から三〇一度〇七分四五秒二四七・四七メートルの地点

一八　基点一七から三四〇度三四分一七秒一八六・七〇メートルの地点

一九　基点一八から二一八度一二分〇八秒九八・八三メートルの地点

二〇　基点一九から二九八度〇八分三九秒八一・〇九メートルの地点

二一　基点二〇から三四度三六分〇八秒五一・五二メートルの地点

二二　基点二一から三〇八度五五分一二秒一八七・五〇メートルの地点

二三　基点二二から二一度二四分〇八秒六九・四七メートルの地点

二四　基点二三から三八度四八分一二秒二五八・二九メートルの地点

二五　基点二四から三五一度五六分二一秒三・六二メートルの地点

二六　基点二五から三八度三一分〇五秒一七六・八六メートルの地点

二七　基点二六から一二八度三二分四七秒六三・七九メートルの地点

二八　基点二七から五五度〇〇分四九秒四三・九八メートルの地点

二九　基点二八から三五四度二〇分一八秒三三・〇六メートルの地点

三〇　基点二九から三九度四〇分三五秒八九・五七メートルの地点

三一　基点三〇から六九度四八分四二秒八〇・〇二メートルの地点

三二　基点三一から四一度四一分五八秒一〇一・八三メートルの地点

三三　基点三二から三五度四五分四二秒二五一・九八メートルの地点

三四　基点三三から四七度二九分二五秒二九・四四メートルの地点

三五　基点三四から三七度〇五分三六秒二、七二五・三七メートルの地点

三六　基点三五から一三五度二四分四二九・四五メートルの地点

三七　基点三六から一九五度三六分三六八・九八メートルの地点

三八　基点三七から二四二度四一分六八六・八五メートルの地点

三九　基点三八から三二一度五四分五三・一六メートルの地点

四〇　基点三九から二二七度一六分六七〇・四五メートルの地点

四一　基点四〇から二一九度三四分四七二・二四メートルの地点

四二　基点四一から一二九度一八分五〇・六二メートルの地点

四三　基点四二から二一八度二四分二〇一・三六メートルの地点

四四　基点四三から二六一度五二分一一六・〇一メートルの地点

四五　基点四四から二三八度〇五分一八〇・六六メートルの地点

四六　基点四五から二二三度一三分一六七・三九メートルの地点

四七　基点四六から二一五度二二分一八九・一三メートルの地点

四八　基点四七から二一七度二七分二三・四六メートルの地点

四九　基点四八から二二一度二一分一〇七・七七メートルの地点

五〇　基点四九から二三五度五一分二六・七三メートルの地点

五一　基点五〇から二五一度五三分六〇・一九メートルの地点

五二　基点五一から二四〇度二一分二二・九一メートルの地点
五三　基点五二から二三〇度三〇分二一・五三メートルの地点
五四　基点五三から二二〇度三三分三〇・九三メートルの地点
五五　基点五四から二一六度一八分一七・五一メートルの地点
五六　基点五五から二一八度四〇分一八二・九〇メートルの地点
五七　基点五六から二三二度四六分七・〇七メートルの地点
五八　基点五七から二一八度一九分二二四・六一メートルの地点
五九　基点五八から一四三度五三分四・三一メートルの地点
六〇　基点五九から二一九度三四分一一三・一〇メートルの地点
六一　基点六〇から二〇三度五一分八一・一三メートルの地点
六二　基点六一から一二八度二七分七六・六八メートルの地点
六三　基点六二から二一七度二四分三〇・八六メートルの地点
六四　基点六三から一二七度四四分七九・五四メートルの地点
六五　基点六四から二一〇度三二分三五・〇四メートルの地点
六六　基点六五から一五六度一六分一一・八八メートルの地点
六七　基点六六から二一二度〇六分四一秒一三・八〇メートルの地点
六八　基点六七から一二〇度〇四分二一秒二〇・〇四メートルの地点
六九　基点六八から二一一度二五分〇一秒二・八二メートルの地点
七〇　基点六九から三〇一度二六分二六秒二九・九七メートルの地点
七一　基点七〇から二一一度二六分四六秒一〇八・五〇メートルの地点
七二　基点七一から三〇一度二七分四八秒一三・七八メートルの地点
七三　基点七二から二一一度二六分四七秒二八・二六メートルの地点
七四　基点七三から一二二度〇四分〇三秒三・四三メートルの地点
七五　基点七四から一七六度二五分〇一秒三六・三四メートルの地点
七六　基点七五から一二一度四九分一四〇・八三メートルの地点
七七　基点七六から三一度〇六分二四・七五メートルの地点
七八　基点七七から一二一度一九分四八・九七メートルの地点
七九　基点七八から二一〇度五一分三〇五・三〇メートルの地点
八〇　基点七九から一二〇度四二分五〇・二五メートルの地点
八一　基点八〇から二一一度二一分八二・八八メートルの地点
八二　基点八一から二九九度五七分一九一・七五メートルの地点
八三　基点八二から二一一度〇四分一四四・〇九メートルの地点
八四　基点八三から一二〇度〇一分一四二・二〇メートルの地点
八五　基点八四から二一一度三一分五〇・一一メートルの地点
八六　基点八五から三〇〇度五一分四一〇・七六メートルの地点
八七　基点八六から二〇九度四九分一〇〇・三六メートルの地点
八八　基点八七から一二〇度四六分三四四・四九メートルの地点
八九　基点八八から二一一度三〇分一五〇・七八メートルの地点
九〇　基点八九から一二〇度三〇分一七五・六四メートルの地点
九一　基点九〇から二一一度一〇分一三四・七六メートルの地点
九二　基点九一から一八五度四八分一七・〇一メートルの地点
九三　基点九二から一二二度二五分八六・九三メートルの地点
九四　基点九三から一四〇度〇〇分三二秒一七・三六メートルの地点
九五　基点九四から二一〇度四五分〇二秒二八・七九メートルの地点
九六　基点九五から一二一度二四分一六秒九七・九六メートルの地点
九七　基点九六から二一一度五二分五五秒三・四九メートルの地点
九八　基点九七から一二一度五三分一五秒四七五・二一メートルの地点
九九　基点九八から二一一度〇九分四九秒四六六・七九メートルの地点
一〇〇　基点九九から三〇一度一三分一九秒六一一・二九メートルの地点
一〇一　基点一〇〇から二一一度〇五分二〇秒一九九・四六メートルの地点
一〇二　基点一〇一から二九九度五四分一七秒一〇八・三三メートルの地点
一〇三　基点一〇二から二〇一度〇二分二九六・七四メートルの地点
一〇四　基点一〇三から二二三度五四分一一・一二メートルの地点
一〇五　基点一〇四から二〇二度二六分一〇・二九メートルの地点
一〇六　基点一〇五から一七七度五六分一〇・六七メートルの地点
一〇七　基点一〇六から二〇一度三〇分五五・〇五メートルの地点
一〇八　基点一〇七から一二一度二三分一三八・二二メートルの地点
一〇九　基点一〇八から二一一度一七分三一秒六・〇五メートルの地点
一一〇　基点一〇九から一二一度二二分二七秒一三二・九五メートルの地点
一一一　基点一一〇から九一度四五分一・一五メートルの地点
一一二　基点一一一から一二〇度一一分四一秒九・二九メートルの地点
一一三　基点一一二から二〇一度〇二分五四秒五一一・三八メートルの地点
一一四　基点一一三から二五一度四〇分一八秒一九・五八メートルの地点
一一五　基点一一四から二九一度〇六分四〇秒四一四・〇四メートルの地点

一一六　基点一一五から二八六度四九分一一〇・七五メートルの地点
一一七　基点一一六から一八三度五三分二一・一四メートルの地点
一一八　基点一一七から一〇六度五〇分一〇四・一六メートルの地点
一一九　基点一一八から一一七度〇八分八六・四五メートルの地点
一二〇　基点一一九から二〇二度五八分九八・五二メートルの地点
一二一　基点一二〇から一三六度三九分九一・五九メートルの地点
一二二　基点一二一から二〇五度三四分七・〇〇メートルの地点
一二三　基点一二二から一三六度一一分八二・一六メートルの地点
一二四　基点一二三から一九三度二五分八九・〇七メートルの地点
一二五　基点一二四から九八度〇〇分二一・四五メートルの地点
一二六　基点一二五から六六度〇九分二〇・八九メートルの地点
一二七　基点一二六から九六度三四分五・八三メートルの地点
一二八　基点一二七から四一度四三分二六・〇二メートルの地点
一二九　基点一二八から一三一度五八分二九・五一メートルの地点
一三〇　基点一二九から四六度〇三分六五・五四メートルの地点
一三一　基点一三〇から一一七度三四分五九秒六〇・二〇メートルの地点
一三二　基点一三一から二〇八度五三分五七秒一一・〇二メートルの地点
一三三　基点一三二から一一六度一三分一〇秒一二・五三メートルの地点
一三四　基点一三三から二〇八度五三分五〇秒四二・七七メートルの地点
一三五　基点一三四から二四〇度二七分一〇秒一一・六六メートルの地点
一三六　基点一三五から二〇九度〇二分二〇秒四・二三メートルの地点
一三七　基点一三六から一六七度〇〇分三二秒三三・八八メートルの地点
一三八　基点一三七から九八度一四分四五秒一四・二七メートルの地点

補助点

二の一　基点二から四三度三四分三〇秒一〇六・四八メートルの地点
三の一　基点三から九六度二六分二二秒一二四・三三メートルの地点
八の一　基点八から一五五度一三分一二秒一一九・五〇メートルの地点
一一の一　基点一一から二六〇度四五分四三秒一四二・六八メートルの地点
一四の一　基点一四から二四八度三三分三八秒八二・五二メートルの地点
一七の一　基点一七から一八一度二九分一五秒六九・〇三メートルの地点
三五の一　基点三五から三七度〇一分一三一・八二メートルの地点
三六の一　基点三六から七六度三七分一九六・八九メートルの地点
三七の一　基点三七から一三五度二九分二〇一・一四メートルの地点
三八の一　基点三八から一五〇度五二分一九八・九八メートルの地点
四〇の一　基点四〇から一三五度一五分一九九・九〇メートルの地点
四二の一　基点四二から一二九度〇九分二〇〇・六一メートルの地点
四三の一　基点四三から一四一度四三分〇一秒一五五・二九メートルの地点
九〇の一　基点九〇から六〇度二四分〇五秒一〇〇・七三メートルの地点
九〇の二　基点九〇から九九度四三分四〇秒二三九・七六メートルの地点
九六の一　基点九六から四五度一九分五八秒八四・八四メートルの地点
九八の一　基点九八から六五度二三分〇七秒一〇三・一三メートルの地点
九九の一　基点九九から一六六度一一分三二秒八二・〇七メートルの地点
一〇〇の一　基点一〇〇から一五〇度〇四分二二秒一一五・〇一メートルの地点
一〇八の一　基点一〇八から七六度〇八分四五秒五七・一九メートルの地点
一一二の一　基点一一二から六六度〇八分〇一秒五五・七八メートルの地点
一一三の一　基点一一三から一二九度一三分四二・八一メートルの地点
一三一の一　基点一三一から五〇度五五分一三秒二四一・一四メートルの地点
一三八の一　基点一三八から七六度一七分五四秒六三・五三メートルの地点

注　１　基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

２　方位は、真方位とする。

山口県告示第二百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年七月九日

山口県知事　村　岡　嗣　政

地名及び番地	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定年月日
下松市潮音町六丁目二五七の五六、二六〇の二及び二六〇の二地先	六・〇	三六・五	令和三、六、二四

山口県告示第二百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、旗岡県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年七月九日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　旗岡県営住宅新築工事

㈠　工事場所　下松市旗岡一丁目六三番地一

㈡　工事の概要

構造	延べ面積	戸数
鉄筋コンクリート造　地上六階建	一、九四五平方メートル	三〇戸

二　経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

㈠　共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1　建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。）二の㈠の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のＡ等級であること。

2　建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3　出資比率が三十五パーセント以上であること。

㈡　共同企業体の代表者の令和三年七月八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

㈢　共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三　経営規模等入札参加資格の審査

㈠　共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の㈠に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1　共同企業体協定書の写し

2　総合評定値通知書の写し

3　特定建設業の許可通知書の写し

4　委任状

㈡　申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

㈢　申請書等の提出期間及び時間

令和三年七月二十九日から同年八月三日までの午前九時から午後四時三十分まで

㈣　経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和三年八月十日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四　その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三―九三三―三八七〇）にすること。

（一七三） 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省九州地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年七月九日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類
　公共測量（空中写真測量）
二　作業の地域
　下関市
三　作業の期間
　令和三年六月五日から令和四年二月十八日まで

（一七四） 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年七月九日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類
　公共測量（三次元点群測量）
二　作業の地域
　下関市
三　作業の期間
　令和三年六月二十五日から同年十月二十九日まで

（一七五） 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年七月九日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類
　公共測量（出来形確認測量）
二　作業の地域
　周南市大字久米
三　作業の期間
　令和元年九月四日から令和二年三月二十六日まで

（一七六） 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年七月九日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　入札に付する事項
　次に掲げる物品等の借入れ
　㈠　物品等の名称及び数量
　　土木事業管理システム用機器　一式
　㈡　物品等の特質等
　　入札説明書及び仕様書による。
　㈢　使用期間
　　令和四年三月一日から令和十年十二月三十一日までの間
　㈣　使用場所
　　山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課電子計算機室及び山口県土木建築部技術管理課
二　入札参加資格
　入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一)　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二)　政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三)　県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和三年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの資格を有する者であること。

(四)　所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五)　令和三年七月九日から同年八月二十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六)　平成二十八年四月一日から令和三年七月九日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七)　県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）でないこと。

三　契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号　山口県土木建築部技術管理課

四　入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部情報管理課において交付する。

五　入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一)　記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二)　提出場所

山口県土木建築部技術管理課

(三)　受領期限

令和三年八月二十日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和三年八月二十三日午前十時）

六　入札を執行する場所及び日時

(一)　場所

山口市滝町一番一号　山口県土木建築部入札室

(二)　日時

令和三年八月二十三日午前十時

七　入札保証金

免除する。

八　無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一)　入札参加資格のない者がした入札

(二)　記名のない入札

(三)　(一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九　落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十　その他

(一)　契約担当者

山口県知事　村岡　嗣政

(二)　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三)　契約書の作成の要否

要

(四)　入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和三年七月二十七日午後五時十五分までに山口県土木建築部技術管理課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を同年八月二日までに発送する。

1　入札参加資格確認申請書

2　納税証明書

3　一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

(五)　契約保証金

免除する。

(六)　この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年八月六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三－九三三－三九六〇）に申請書を提出すること。

(七)　詳細については、山口県土木建築部技術管理課（電話〇八三－九三三－三六二三）に問い合わせること。

十一　Summary

(1)　Division in charge of the contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2)　Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment and software for the public works management system

(3)　Term of use: From March 1, 2022 to December 31, 2028

(4)　Place of use: Digital Government Promotion Division, Computer Office, Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government and Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5)　Division in charge of procurement and contact point for the notice: Technical Management Division,Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3623)

(6)　Time-limit for tender: 5：15 P.M. August 20, 2021 (If case of bringing a tender: 10：00 A.M. August 23, 2021)

公　告

令和三年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施

令和三年度山口県職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和三年七月九日

山口県人事委員会

一　試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
事務	三人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察事務	六人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
土木	二人程度	知事部局（主として農林水産部及び土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（農林水産事務所、土木事務所等）における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	一人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
機械	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務
電気	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
小・中学校事務	九人程度	市町立小・中学校における一般事務

二　受験資格

(一)　平成十二年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者が受験できます。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。

(二)　次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1　日本の国籍を有しない者（機械、電気及び小・中学校事務の試験職種にあっては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）

2　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4　山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三　試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

㈠　第一次試験

1　方法及び内容

筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1)　教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2)　専門試験（土木、建築、林業、機械及び電気の試験職種に限る。）

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2　日時

令和三年九月二十六日（日曜日）

(1)　事務、警察事務及び小・中学校事務

試験室入室　午前九時三十分まで

教養試験　午前十時から午後零時まで

(2)　土木、建築、林業、機械及び電気

試験室入室　午前九時三十分まで

教養試験　午前十時から午後零時まで

専門試験　午後一時から午後三時まで

3　場所

下　関　市　下関市立大学

山　口　市　山口県立大学

周　南　市　山口県周南総合庁舎

㈡　第二次試験

1　方法及び内容

(1)　作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2)　口述試験

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

2　日時及び場所

(1)　作文試験

日　時　令和三年十月十六日（土曜日）

場　所　山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2)　口述試験

日　時　令和三年十月十八日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）までの間で山口県人事委員会が指定する日

場　所　山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四　配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

㈠　第一次試験

教養試験　五〇点

専門試験　五〇点

㈡　第二次試験

作文試験　六〇点

口述試験　一四〇点

五　合格者の決定方法

㈠　第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

㈡　最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六　合格者の発表

㈠　第一次試験合格者

令和三年十月五日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

㈡　最終合格者

令和三年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

㈢　試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあっては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七　合格から採用までの経路及び給与

㈠　合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

㈡　採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。

㈢　給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第一の行政職給料表の一級九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八　受験手続及び受付期間

㈠　受験案内の請求

令和三年七月九日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三－八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

㈡　受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年八月六日（金曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三－九三三－四四七四）に問い合わせてください。

㈢　受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

㈣　受付の期間及び時間

令和三年七月九日（金曜日）午前九時から同年八月十七日（火曜日）午後五時まで

九　その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
土木	数学　物理　情報技術基礎　構造力学　水理学　土質力学　土木構造設計　測量　社会基盤工学　土木施工
建築	数学　物理　情報技術基礎　建築構造設計　建築構造　建築計画　建築法規　建築施工
林業	森林経営　森林科学　測量　林産物利用
機械	数学　物理　情報技術基礎　機械設計　機械工作　原動機　生産システム技術　電子機械
電気	数学　物理　情報技術基礎　電気基礎　電気機器　電力技術　電子計測制御　電子技術　電子回路　通信技術　電子情報技術

一　試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
事務	三人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
小・中学校事務	二人程度	市町立小・中学校における一般事務

二　受験資格

㈠　昭和四十五年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者が受験できます。

㈡　次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1　日本の国籍を有しない者（小・中学校事務の試験職種にあっては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）

2　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者

４　山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

５　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三　試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は、日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

㈠　第一次試験

１　方法及び内容

全試験職種に共通の問題で、筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を次のとおり行います。

(1)　教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2)　作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

２　日時

令和三年八月二十九日（日曜日）

試験室入室　午前九時三十分まで

試　　験　午前十時から午後二時まで

３　場所

山　口　市　山口大学吉田キャンパス

㈡　第二次試験

１　方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

２　日時及び場所

日　時　令和三年十月二日（土曜日）又は同月三日（日曜日）のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場　所　山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四　配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

㈠　第一次試験

教養試験　五〇点

㈡　第二次試験

作文試験　六〇点

口述試験　一四〇点

五　合格者の決定方法

㈠　第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

㈡　最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

なお、作文試験は、第一次試験と同日に行いますが、第一次試験合格者のみ採点を行います。

六　合格者の発表

㈠　第一次試験合格者

令和三年九月十日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

㈡　最終合格者

令和三年十月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

㈢　試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあっては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七　合格から採用までの経路及び給与

㈠　合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

㈡　採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十六歳で高等学校を卒業した後に職務の経験を有していない場合は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第一の行政職給料表の一級二十七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八　受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和三年七月九日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三－八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「就職氷河期世代受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年七月十九日（月曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三－九三三－四四七四）に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込の際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和三年七月九日（金曜日）午前九時から同月二十九日（木曜日）午後五時まで

九　その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

公　告

令和三年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）の実施

令和三年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）を次のとおり実施します。

令和三年七月九日

山口県人事委員会

一　採用予定人員

区分	採用予定人員
一般	三人程度
武道指導	一人程度

二　職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三　受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区分	受験資格
一般	昭和六十三年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者
武道指導	昭和六十三年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限ります。 1　柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道体重別団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2　剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1　日本の国籍を有しない者

2　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4　山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四　試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

㈠　第一次試験

１　方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

２　日時

令和三年九月十九日（日曜日）

試験室入室　午前九時三十分まで

試　　験　午前十時から午後零時三十分まで

３　場所

山　口　市　山口県立大学

㈡　第二次試験

１　方法及び内容

(1)　論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2)　口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3)　実技試験（武道指導に限る。）

武道指導として必要な武道（柔道又は剣道）の技術及び技能を有するかどうかについて実技試験を行います。

(4)　身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視　力　両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色　覚　職務の遂行に支障がないこと。

聴　力　正常であること。

その他　職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(5)　体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び　二〇秒間に四五回以上

シャトルラン　四三回以上

関節運動　正常であること。

２　日時及び場所

(1)　適性検査及び論文試験

日　時　令和三年十月二十三日（土曜日）

場　所　山口県総合交通センター

(2)　体力検査

令和三年十月二十四日（日曜日）又は同月二十五日（月曜日）のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

(3)　口述試験及び実技試験

令和三年十月二十五日（月曜日）から同年十一月三十日（火曜日）までの間で、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五　配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

㈠　第一次試験

教養試験　五〇点

㈡　第二次試験

論文試験　四〇点

口述試験等　一四〇点

実技試験　六〇点

体力検査　三〇点

六　合格者の決定方法

㈠　第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

㈡　最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七　合格者の発表

㈠　第一次試験合格者

令和三年十月四日（月曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

㈡　最終合格者

令和三年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

㈢　試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあっては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八　合格から採用までの経路及び給与

㈠　合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

㈡　採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

㈢　給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九　受験手続及び受付期間

㈠　受験案内の請求

令和三年七月九日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三－八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

㈡　受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年八月六日（金曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三－九三三－四四七四）に問い合わせてください。

㈢　受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

㈣　受付の期間及び時間

令和三年七月九日（金曜日）午前九時から同年八月十七日（火曜日）午後五時まで

十　その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三－九三三－〇一一〇）に問い合わせてください。

公　告

令和三年度山口県警察官（男性）採用(B)試験の実施

令和三年度山口県警察官（男性）採用(B)試験を次のとおり実施します。

令和三年七月九日

山口県人事委員会

一　募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	二十人程度
東京都 大阪府	四人程度

二　職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三　受験資格

㈠　次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受験資格
山口県	昭和六十三年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた男性（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。）
東京都	昭和六十一年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた男性（大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。）
大阪府	昭和六十三年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた男性（大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。）

㈡　次のいずれかに該当する者は、受験できません。

１　日本の国籍を有しない者

２　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

３　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

４　志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

５　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四　試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

㈠　第一次試験

１　方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

２　日時

令和三年九月十九日（日曜日）

試験室入室　午前九時三十分まで

試　　験　午前十時から午後零時まで

３　場所

下　関　市　下関市立大学

山　口　市　山口県立大学

周　南　市　山口県周南総合庁舎

㈡　第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されます。

１　方法及び内容

(1)　作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2)　口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3)　身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視　力　両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色　覚　職務の遂行に支障がないこと。

聴　力　正常であること。

その他　職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4)　体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び　二〇秒間に四五回以上

シャトルラン　四三回以上

関節運動　正常であること。

２　日時及び場所

(1)　適性検査及び作文試験

日　時　令和三年十月二十三日（土曜日）

場　所　山口県総合交通センター

(2)　体力検査

令和三年十月二十四日（日曜日）又は同月二十五日（月曜日）のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

(3)　口述試験

令和三年十月二十五日（月曜日）から同年十一月三十日（火曜日）までの間で、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五　配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

㈠　第一次試験

教養試験　五〇点

㈡　第二次試験

作文試験　四〇点

口述試験等　一四〇点

体力検査　三〇点

六　合格者の決定方法

㈠　第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

㈡　最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七　合格者の発表

㈠　第一次試験合格者

山口県の合格者については、令和三年十月四日（月曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、令和三年十一月上旬までに当該都府から文書で通知されます。

㈡　最終合格者

山口県の合格者については、令和三年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おって、東京都及び大阪府の合格者については、令和四年二月下旬までに当該都府から文書で通知されます。

㈢　試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあっては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあっては当該都府の最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八　合格から採用までの経路及び給与

㈠　合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者（警視総監又は警察本部長）が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

㈡　採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

㈢　給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第二の公安職給料表の一級七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九　受験手続及び受付期間

㈠　受験案内の請求

令和三年七月九日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三－八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験案内請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

㈡　受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年八月六日（金曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三－九三三－四四七四）に問い合わせてください。

受験申込みには志望都府県名を第二志望まで入力できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三)　受験上の希望事項
身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。
なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。
(四)　受付の期間及び時間
令和三年七月九日（金曜日）午前九時から同年八月十七日（火曜日）午後五時まで
十　その他
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三－九三三－〇一一〇）に問い合わせてください。

公　告

令和三年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第二回）の実施

令和三年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第二回）を次のとおり実施します。

令和三年七月九日

山口県人事委員会

一　採用予定人員
二人程度
二　職務の概要
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
三　受験資格
(一)　昭和六十三年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。
(二)　次のいずれかに該当する者は、受験できません。
1　日本の国籍を有しない者
2　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
3　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
4　山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
5　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
四　試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
(一)　第一次試験
1　方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
2　日時
令和三年九月十九日（日曜日）
試験室入室　午前九時三十分まで
試　　験　午前十時から午後零時三十分まで
3　場所
山　口　市　山口県立大学
(二)　第二次試験
1　方法及び内容
(1)　論文試験
思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
(2)　口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
(3)　身体検査
医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
なお、検査には、次のような基準があります。
視　力　両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
色　覚　職務の遂行に支障がないこと。
聴　力　正常であること。
その他　職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4)　体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び　二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン　二五回以上

関節運動　正常であること。

2　日時及び場所

(1)　適性検査及び論文試験

日　時　令和三年十月二十三日（土曜日）

場　所　山口県総合交通センター

(2)　体力検査

令和三年十月二十四日（日曜日）又は同月二十五日（月曜日）のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

(3)　口述試験

令和三年十月二十五日（月曜日）から同年十一月三十日（火曜日）までの間で、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五　配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

㈠　第一次試験

教養試験　五〇点

㈡　第二次試験

論文試験　四〇点

口述試験等　一四〇点

体力検査　三〇点

六　合格者の決定方法

㈠　第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

㈡　最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七　合格者の発表

㈠　第一次試験合格者

令和三年十月四日（月曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

㈡　最終合格者

令和三年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

㈢　試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあっては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八　合格から採用までの経路及び給与

㈠　合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

㈡　採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

㈢　給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九　受験手続及び受付期間

㈠　受験案内の請求

令和三年七月九日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三－八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二)　受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年八月六日（金曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三－九三三－四四七四）に問い合わせてください。

(三)　受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四)　受付の期間及び時間

令和三年七月九日（金曜日）午前九時から同年八月十七日（火曜日）午後五時まで

十　その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三－九三三－〇一一〇）に問い合わせてください。

公　告

令和三年度山口県警察官（女性）採用(B)試験の実施

令和三年度山口県警察官（女性）採用(B)試験を次のとおり実施します。

令和三年七月九日

山口県人事委員会

一　採用予定人員

六人程度

二　職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三　受験資格

(一)　昭和六十三年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた女性が受験できます。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二)　次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1　日本の国籍を有しない者

2　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4　山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四　試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一)　第一次試験

1　方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2　日時

令和三年九月十九日（日曜日）

試験室入室　午前九時三十分まで

試　　験　午前十時から午後零時まで

3　場所

下　関　市　下関市立大学

山　口　市　山口県立大学

周　南　市　山口県周南総合庁舎

(二)　第二次試験

1　方法及び内容

(1)　作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2)　口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3)　身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際

お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視　力　両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色　覚　職務の遂行に支障がないこと。

聴　力　正常であること。

その他　職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び　二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン　二五回以上

関節運動　正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日　時　令和三年十月二十三日（土曜日）

場　所　山口県総合交通センター

(2) 体力検査

令和三年十月二十四日（日曜日）又は同月二十五日（月曜日）のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和三年十月二十五日（月曜日）から同年十一月三十日（火曜日）までの間で、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五　配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

㈠ 第一次試験

教養試験　五〇点

㈡ 第二次試験

作文試験　四〇点

口述試験等　一四〇点

体力検査　三〇点

六　合格者の決定方法

㈠ 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

㈡ 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七　合格者の発表

㈠ 第一次試験合格者

令和三年十月四日（月曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

㈡ 最終合格者

令和三年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

㈢ 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあっては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八　合格から採用までの経路及び給与

㈠ 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

㈡ 採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

㈢ 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第二の公安職給料表の一級七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九　受験手続及び受付期間

㈠　受験案内の請求

令和三年七月九日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三－八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験案内請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

㈡　受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年八月六日（金曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三－九三三－四四七四）に問い合わせてください。

㈢　受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

㈣　受付の期間及び時間

令和三年七月九日（金曜日）午前九時から同年八月十七日（火曜日）午後五時まで

十　その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三－九三三－〇一一〇）に問い合わせてください。

令和三年七月九日印刷
令和三年七月九日発行

発行所
山口県庁

発行人
山口県知事